

皆さんで話し合って体制整備のための前向きな活動
(10割単価)に取り組みましょう

中山間地域等直接支払制度 集落協定事例集

農業者らが集合整列してこちらに向いているイラスト

令和8年 月
香川県農政水産部 農村整備課

は じ め に

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成 12 年度から実施しており、5 年毎に制度内容を見直しながら、現在は 6 期対策（令和 7 年度～11 年度）として実施しています。

この 6 期対策では、①交付対象農用地の見直し（地域計画区域内農地の追加）、②体制整備単価の見直し（ネットワーク化活動計画の作成）、③加算措置の見直し（スマート農業加算等の新設）をポイントとしています。

本冊子は、そのうち、「ネットワーク化活動計画」や「スマート農業加算」に取り組む集落協定について 9 事例を紹介させていただきました。

今後、協定に取り組む皆さま方が、「ネットワーク化活動計画」や「加算措置」への取組みを検討する際に、本冊子が参考となれば幸いです。

令和 8 年 月

香川県農政水産部農村整備課

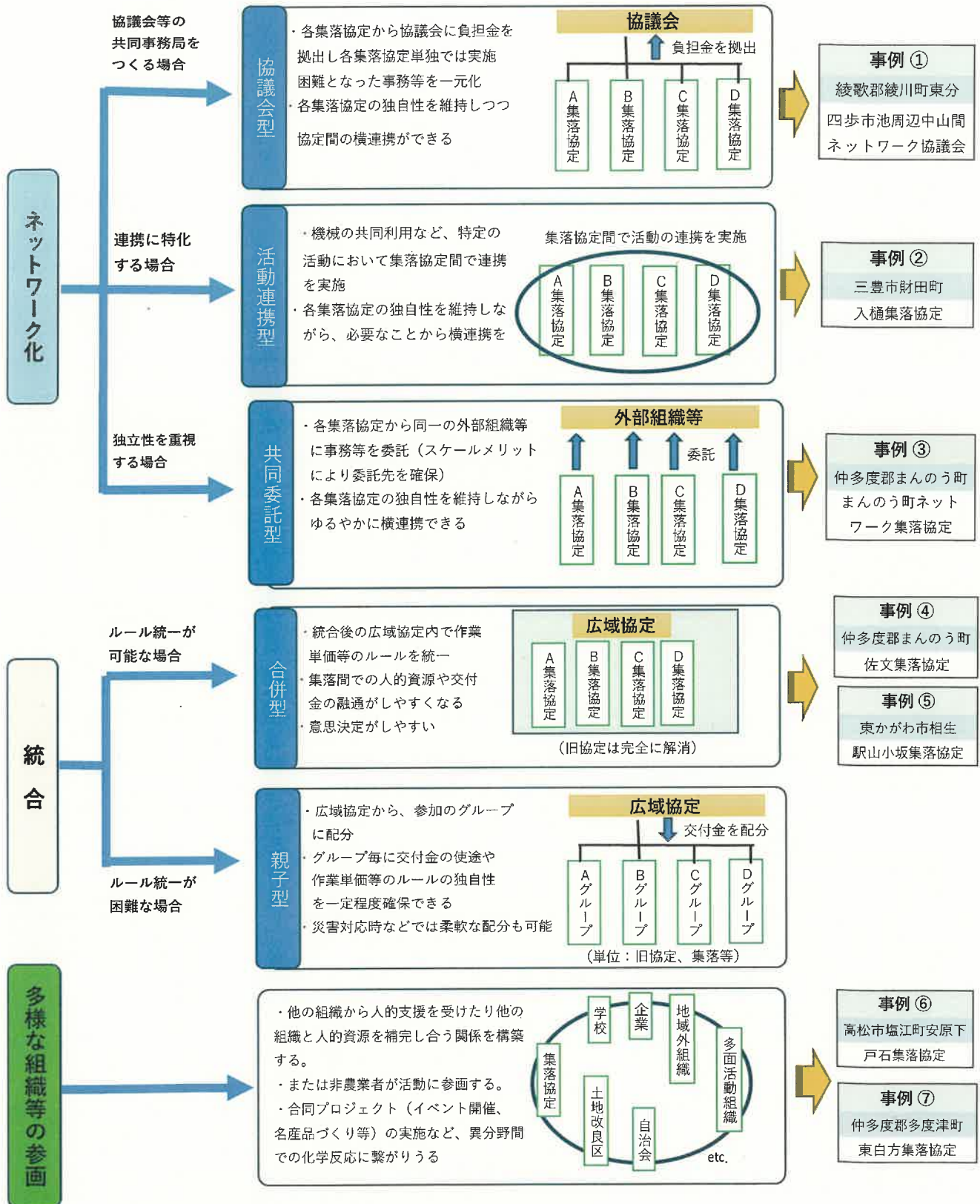
目 次

1. 県内での集落協定取組事例について	
A ネットワーク化等の類型イメージ	3
A-1 ネットワーク化に取り組む事例	
①持続的な体制整備に向け近隣の集落協定とネットワーク化に取り組む	4
(綾歌郡綾川町東分 四歩市池周辺中山間ネットワーク協議会)	
②集落営農組織設立を機に活動連携に向けてネットワーク化に取り組む	6
(三豊市財田町財田中 入樋集落協定)	
③土地改良区に事務を委託し町広域でのネットワーク化に取り組む	8
(仲多度郡まんのう町 まんのう町ネットワーク集落協定)	
A-2 統合した事例	
④持続的な活動に向け地区内の3協定を統合	10
(仲多度郡まんのう町十郷 佐文集落協定)	
⑤体制整備単価の交付に向け隣接する2協定を統合	12
(東かがわ市相生 駅山小坂集落協定)	
A-3 多様な組織等の参画に取り組む事例	
⑥棚田資源を生かすため非農業者とともに農地を守る	14
(高松市塩江町安原下 戸石集落協定)	
⑦自治会組織とともに農地を守る	16
(仲多度郡多度津町白方 東白方集落協定)	
B スマート農業加算に取り組む事例	
⑧ドローン防除で農作業の効率化・省力化に取り組む	18
(さぬき市大川町田面 豊田集落協定)	
⑨ドローン防除で農作業の効率化・省力化に取り組む	19
(木田郡三木町鹿庭 四区集落協定)	
2. 中山間地域等直接支払制度の概要	20
3. ネットワーク化活動計画の作成について	24
4. 加算措置について	27

1. 県内での集落協定取組事例について

A ネットワーク化等の類型イメージ

事例紹介の前に、ご紹介する体制づくりの取組のパターンは以下のとおりです。



※上記の類型は、例示としてお示ししたものです。

A-1 ネットワーク化に取り組む事例

① 持続的な体制整備に向け近隣の集落協定とネットワーク化に取り組む

1. 集落協定の概要

市町・協定名	綾歌郡綾川町東分 四歩市、南山、菖蒲、末国の4集落協定 (四歩市池周辺中山間ネットワーク協議会)				
協定面積	27.4ha	田	畑	草地	採草放牧地
		27.4	—	—	—
交付金額	7,919,105円			個人配分	100.0%
	(うちネットワーク加算) 2,169,305円			共同取組活動分	0%
協定参加者	農業者 59人				

2. 地域及び協定の状況

四歩市、南山、菖蒲、末国の4集落協定は、綾川町東分地区の山あい位置する集落で、米麦を中心に農業が営まれています。なかでも、四歩市集落では基盤整備を契機に平成8年より集落営農に取り組み、平成18年には集落営農法人「あぐり四歩市」を設立するなど、県内でも有数の集落営農組織があります。

中山間直接支払制度への取組みについては、本制度がスタートした平成12年(末国は13年)から取り組んでおり、令和8年現在で27年目の取組みとなります。しかしながら、農業者の高齢化と後継者不足により、農地維持に向け近隣の協定との連携が喫緊の課題となっていました。

3. ネットワーク化で解決しようとする課題

協定名	リーダーの人材不足	事務担当者の人材不足	共同取組活動参加者の不足	農業の担い手の人材不足	農作業機械や施設の不足	知見や技術の不足
4協定(共通)		○	○			



四歩市集落協定の棚田

4. ネットワーク化実現にむけての経緯

令和7年4月	役場での6期対策の説明会を受け、話し合い開始
令和7年5月 10 日	周辺の8集落協定にネットワーク化に向けた協議を打診
令和7年5月 20 日	8 協定のうち 4 協定がネットワーク化に賛同
令和7年5月～	4協定役員が集まり協議開始（話し合い回数;4～5回）
令和7年7月 5 日	4協定でネットワーク化合意 協議会型で連携

ネットワーク化を実現するにあたり苦労した点・特筆すべき点

- ・集落協定の規模がそれぞれ違うため、共同作業をするにあたりこれまでより負担が増えるという意見があり、加入しない組織もあった。
- ・新たに協議会を立ち上げるにあたり、農地関係専門委員会、事務関係専門委員会を設置。
農地関係専門委員会の下部組織として農地草刈り協力隊(61人)を設け、毎月第2・4日曜(4～6月除く)に協定農用地内の草刈りを実施している。

5. ネットワーク化により連携して実施する活動

事務の一 元化	農地保全 (草刈等))	水路農道の 維持管理	機械施設の 共同利用	農作業の 共同化	農業の担 い手育成	地場農産物 加工販売	鳥獣害対策	多面的機能 増進活動
○	○		○					

6. ネットワーク化後の統合予定

6期対策中に統合 を検討	6期対策終了後の令 和12年以降検討	時期は未定だが 将来的に統合	未定	統合は考えていない
		○		



協議会設立総会(R7.7.5)



草刈り協力隊スタンバイ

法面が高く蔓が繁茂している場所は重機による草刈

A-1 ネットワーク化に取り組む事例

② 集落営農組織設立を機に活動連携に向けてネットワーク化に取り組む

1. 集落協定の概要

市町・協定名	三豊市財田町財田中 下入樋、長樋6、長樋8の3集落協定 (入樋集落協定)				
協定面積	28.6ha 下入樋(13.2) 長樋 6(7.6) 長樋 8(7.8)	田	畑	草地	採草放牧地
		24.0	4.6	—	—
交付金額	5,189,406 円 (うちスマート農業加算) (1,181,220 円)		個人配分	77.2% ※各協定で配分率は異なる	
			共同取組活動分	22.8% ※同上	
協定参加者	農業者 47 人、非農業者 1 人				

2. 地域及び協定の状況

下入樋、長樋6、長樋8の3集落協定は、三豊市財田町財田中に位置する集落で、谷筋を同じくし、水稻を中心に農業が営まれています。

中山間直接支払制度への取組みについては、長樋6及び長樋8協定は本制度がスタートした平成12年から取り組んでいます。下入樋協定は平成27年の4期対策から取り組んでいます。協定面積規模も取組年数も異なる各集落協定ですが、農業者の高齢化と後継者不足により、農地維持に向け近隣協定との連携が喫緊の課題となっていました。

3. ネットワーク化で解決しようとする課題

協定名	リーダーの人材不足	事務担当者の人材不足	共同取組活動参加者の不足	農業の担い手の人材不足	農作業機械や施設の不足	知見や技術の不足
下入樋			○			
長樋6			○			
長樋8			○			



下入樋集落協定の農用地



長樋6集落協定の農用地

4. ネットワーク化実現にむけての経緯

令和6年9月	市役所より6期対策に向けネットワーク化の説明
令和6年10月～	協定役員で協議開始（話し合い回数;4回）
令和7年4月	3協定でネットワーク化合意 活動連携型で連携

ネットワーク化を実現するにあたり苦労した点・特筆すべき点

- ・集落協定の規模、取組年数がそれぞれ違うため、合意に時間を要した。
- ・構成員の中には高齢化を理由に協定への継続参加を躊躇する者もあり、その人らが安心して農地を維持するための仕組み(ネットワーク化)を説明するのに苦労した。
- ・令和3年に、3協定のエリア内で地域の農地を守るための集落営農組織「入樋営農組合」を立ち上げ、定期的な会合や農業機械共同購入及び共同作業に取り組んでいたことで、地域がまとまっていた。

5. ネットワーク化により連携して実施する活動

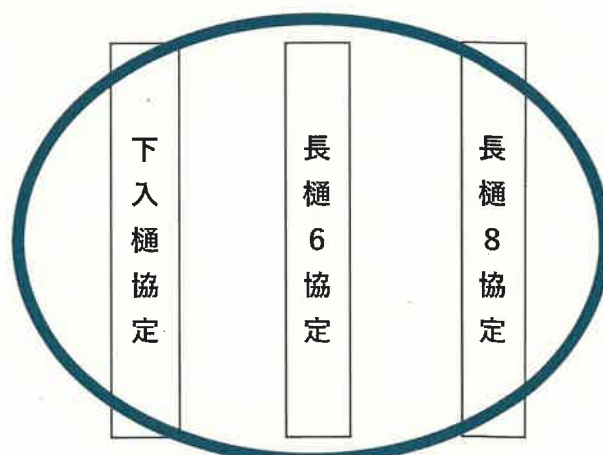
事務の一 元化	農地保全 (草刈、 荒廃防止)	水路農道 の維持管 理	機械施設 の共同利 用	農作業の 共同化	農業の担 い手育成	地場農産 物加工販 売	鳥獣害対 策	多面的機 能増進活 動
○	○	○	○	○	○		○	○

6. ネットワーク化後の統合予定

6期対策中に統合を 検討	6期対策終了後の令 和12年以降検討	時期は未定だが将来 的に統合	未定	統合は考えていない
	○			



3 集落協定の位置図



●機械の共同利用など特定の活動において集落協定間で連携

活動連携型のイメージ図

A-1 ネットワーク化に取り組む事例

③ 土地改良区に事務を委託し町広域でのネットワーク化に取り組む

1. 集落協定の概要

市町・協定名	仲多度郡まんのう町 大向2、帆山、買田、塩田、木ノ崎上所の5集落協定 (まんのう町ネットワーク集落協定)				
協定面積	27.9ha	田	畑	草地	採草放牧地
		水稲		—	—
交付金額	5,439,861 円 (うちネットワーク加算) (0円)		個人配分	79.1% ※各協定で配分率は異なる	
			共同取組活動分	20.9% ※同上	
協定参加者	農業者 75人、法人2組織、非農業者 7 人				

2. 地域及び協定の状況

大向2、帆山、買田、塩田、木ノ崎上所の5集落協定は、まんのう町の旧長炭村、旧十郷村、旧吉野村に位置する集落で、近隣の集落ではありませんが、各々水稻を中心に農業が営まれています。

中山間直接支払制度への取組みについては、本制度がスタートした平成12年から帆山、買田(大向2は平成13年)は取り組んでいます。塩田は令和4年から、木ノ崎上所は令和5年から取り組み始めた新しい集落協定になります。地域も取組年数も異なる各集落協定ですが、ともに農業者の高齢化と後継者不足という共通の問題を抱えており、農地維持に向けて他の協定との連携が喫緊の課題となっていました。

3. ネットワーク化で解決しようとする課題

協定名	リーダーの人材不足	事務担当者の人材不足	共同取組活動参加者の不足	農業の担い手の人材不足	農作業機械や施設の不足	知見や技術の不足
大向2		○	○			
帆山		○	○			
買田		○	○			
塩田		○	○			
木ノ崎上所		○	○			

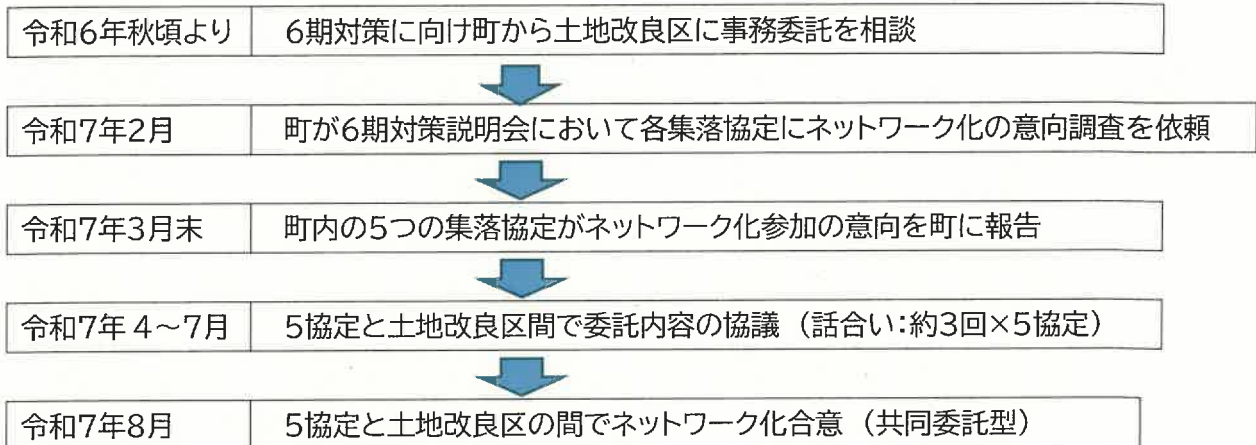


帆山集落協定の農用地



大向2集落協定の農用地

4. ネットワーク化実現にむけての経緯



ネットワーク化を実現するにあたっての特筆すべき点

- ・土地改良区に事務処理を委託したことで協定活動に専念できるほか後継者への負担が軽減
- ・交付額が8割から10割単価になったことで、委託費を差し引いても協定の受取額が増加
- ・土地改良区が統一したフォーマットで書類等を整理・提出するため、町にとっても負担減

5. ネットワーク化により連携して実施する活動

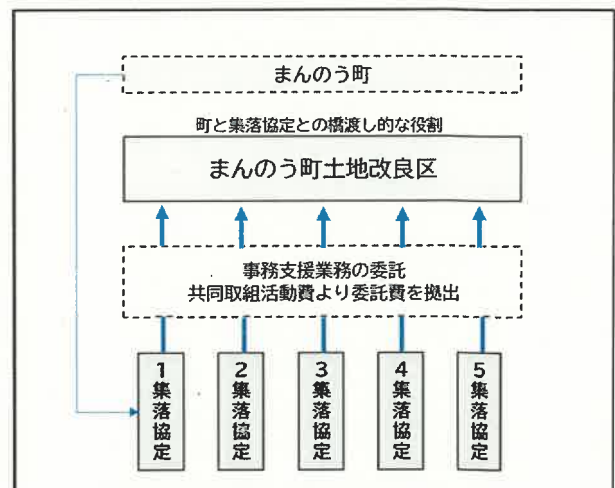
事務の一元化	農地保全 (草刈、 荒廃防止)	水路農道 の維持管 理	機械施設 の共同利 用	農作業の 共同化	農業の担 い手育成	地場農産 物加工販 売	鳥獣害対 策	多面的機 能増進活 動
○								

6. ネットワーク化後の統合予定

6期対策中に統合を 検討	6期対策終了後の令和12年以降検討	時期は未定だが将来的に統合	未定	統合は考えていない
		○		



買田集落協定の農用地



共同委託型の体制図

A-2 統合した事例

④ 持続的な活動に向け地区内の3協定を統合

1. 集落協定の概要

市町・協定名	仲多度郡まんのう町十郷 佐文集落協定				
協定面積	57.7ha	田	畑	草地	採草放牧地
		43.0	14.7	—	—
交付金額	11,565,545 円 (うちスマート農業加算) (850,864 円)			個人配分	87.8%
				共同取組活動分	12.2%
協定参加者	農業者 82人、非農業者1人				

2. 地域及び協定の状況

佐文集落協定は、まんのう町の旧仲南町十郷に位置する集落で、米や野菜を中心に農業が営まれています。

中山間直接支払制度への取組みについては、本制度がスタートした平成12年から取り組んでいます。エリアが広いことから、設立当初から佐文A、佐文B、佐文Cとして協定活動を実施していました。

しかし、組織設立から4半世紀が過ぎ、農業者の高齢化と後継者不足により、一部協定では組織解散の話も出てきており、将来的な農地維持に向け佐文地区内での連携が喫緊の課題となっていました。

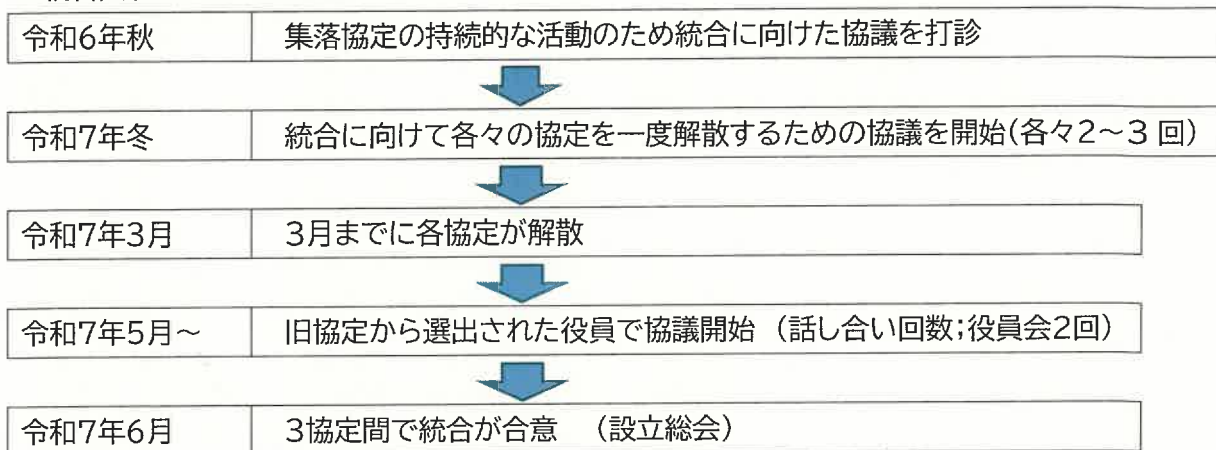
3. 統合で解決しようとする課題

協定名	リーダーの人材不足	事務担当者の人材不足	共同取組活動参加者の不足	農業の担い手の人材不足	農作業機械や施設の不足	知見や技術の不足
佐文 A	○		○			
佐文 B	○		○			
佐文 C	○		○			



佐文地区の棚田の風景

4. 統合実現にむけての経緯



統合を実現するにあたり苦労した点・特筆すべき点

- ・同じ地区内とはいえ、水利が異なることや集落協定の規模がそれぞれ違うため、統合に向けて意識の統一を図ることに時間を要した。
- ・スタートラインを揃えるためには各集落協定を一度解散させ、イチからスタートさせる必要があり、統合にあたっては、役場のサポートが大きかった。

5. 統合により連携して実施する活動

事務の一 元化	農地保全	水路農道 の維持管 理	機械施設 の共同利 用	農作業の 共同化	農業の担 い手育成	地場農産 物加工販 売	鳥獣害対 策	多面的機 能増進活 動
○	○	○						



設立総会(R7.6)



佐文集落協定図(桃色:田、黄色:畑)

A-2 統合した事例

⑤ 体制整備単価の交付に向け隣接する2協定を統合

1. 集落協定の概要

市町・協定名	東かがわ市相生 駅山小坂集落協定				
協定面積	15.5ha	田	畑	草地	採草放牧地
		15.5	—	—	—
交付金額	1,268,055 円			個人配分	約 90%
				共同取組活動分	約 10%
協定参加者	農業者 21人、集落営農法人1、農業機械共同利用組織1				

2. 地域及び協定の状況

駅山小坂集落協定は、徳島県との境に位置する東かがわ市相生地区に位置する集落で、水稻、麦を中心に農業が営まれています。

中山間地域等直接支払制度への取組みについては、坂元小坂集落協定は第2期対策2年目の平成18年から取り組んでいます。駅山集落協定は第4期対策5年目の令和元年から取り組み始めた比較的新しい協定です。

両協定は地区内を流れる坂元川を境に活動する隣接した協定ですが、協定参加者の多くが互いの農用地で入り作をしており、その活動内容から体制整備単価が交付されていました。

しかしながら、6期対策がスタートすると、各々の協定単体では面積要件を満たさないことから交付単価が体制整備単価から基礎単価に減ることとなり、体制整備単価に戻すことが喫緊の課題となっていました。

3. 統合で解決しようとする課題

協定名	リーダーの人材不足	事務担当者の人材不足	共同取組活動参加者の不足	農業の担い手の人材不足	農作業機械や施設の不足	知見や技術の不足
坂元小坂		○				
駅山		○				



坂元小坂地区の農用地の風景



駅山地区の農用地の風景

4. 統合実現にむけての経緯

令和7年3月	市役所主催の6期対策説明会で制度内容の変更を知る
令和7年春～	体制整備単価を目指すための話し合いを開始(各協定毎に2回程度)
令和8年冬	互いの集落協定の役員同士で意思統一
令和8年3月	各々の集落協定の総会において「統合」することで可決

統合を実現するにあたり特筆すべき点

- ・互いの農用地を入り作している者が多かったため、統合に対する抵抗感がなかった。
- ・統合しても活動内容はこれまでと変わらない(増えない)ことから反対する意見がなかった。

5. 統合により連携して実施する活動

事務の一 元化	農地保全	水路農道 の維持管 理	機械施設 の共同利 用	農作業の 共同化	農業の担 い手育成	地場農産 物加工販 売	鳥獣害対 策	多面的機 能増進活 動
○								



坂元小坂集落協定総会にて「統合」可決



駅山集落協定総会にて「統合」可決



統合前の駅山、坂元小坂協定の位置図

A-3 多様な組織等の参画に取り組む事例

⑥ 棚田資源を生かすため非農業者とともに農地を守る

1. 集落協定の概要

市町・協定名	高松市塩江町安原下 戸石集落協定				
協定面積	4.5ha	田	畑	草地	採草放牧地
		3.9	0.6	－	－
交付金額	900,324 円		個人配分	90.0%	
			共同取組活動分	10.0%	
協定参加者	農業者 8人、非農業者5人				

2. 地域及び協定の状況

戸石集落協定は、高松市塩江町安原下の標高360～420mに位置する山あいの集落で、米を中心に農業が営まれています。

中山間直接支払制度への取組みについては、本制度がスタートした平成12年から取り組んでおり、令和8年度で27年目になりますが、設立当初に比べ、協定農用地面積は1/3程度、構成員も半数以下になり、地元住民だけで農地維持が図れるかが喫緊の課題となっていました。

3. 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

協定名	事務担当者の 人材不足	共同取組活動 参加者の不足	農業作業の 人材不足	知見や技術の 不足	その他
前田			○		○



戸石集落から北の方角(左写真)及び南の方角(右写真)を望む (周囲を山に囲まれた集落である)

4. 多様な組織等の参画実現にむけての経緯

令和7年5月	市主催の直払説明会でネットワーク化活動計画の説明を受ける
令和7年5月	多様な組織等の参画に向けた検討
令和7年5月	総会にて取組合意

多様な組織等の参画を実現するにあたり特筆すべき点など

- ・戸石集落出身で現在は他の市町に住んでいる人らが定期的に農地管理(草刈り等)を行うため帰郷していたため、ネットワーク化活動計画に取り組むことに対して極めて短期間で参道が得られた。
- ・地元土地改良区に事務作業の一部を委託することで事務作業の軽減が図られている。
- ・景観形成作物を集落内沿道で植栽することにより地域活性化に寄与している。

5. 多様な組織等の参画(参画組織の種別)

自治会・町内会	地域づくり協議会・地域運営組織	社会福祉協議会	企業	NPO	学校(小・中・高・大学)	土地改良区	多面的機能支払活動組織(保全会)	非農業者
								5

6. 多様な組織等の参画により連携して実施する活動

事務の適切な実施	農地保全(草刈、荒廃防止)	水路農道の維持管理	農作業	地場農産物の加工販売	鳥獣害対策	多面的機能を増進する活動	その他(棚田資源を生かした振興活動)
	○					○	○



棚田景観を彩るコスモスの路



地域外に住む非農業者と共に農地保全に取り組む

A-3 多様な組織等の参画に取り組む事例

⑦ 自治会組織とともに農地を守る

1, 集落協定の概要

市町・協定名	仲多度郡多度津町白方 東白方集落協定				
協定面積	5.5ha	田	畑(オリーブ)	草地	採草放牧地
		4.9	0.6	－	－
交付金額	798,859 円		個人配分	50.0%	
			共同取組活動分	50.0%	
協定参加者	農業者 24人、水利組合 1 組織、非農業者5人、自治会				

2、地域及び協定の状況

東白方集落協定は、多度津町北西部の瀬戸内海に面した小高い丘陵地の北側に位置し、水稻や露地野菜を中心に農業が営まれています。

中山間直接支払制度への取組みについては、3期対策の2年目になる平成23年から取り組んでおり、令和8年度で16年目になりますが、設立当初に比べ、協定農用地面積、構成員ともに減少しており、農地の維持が喫緊の課題となっていました。

3. 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

協定名	事務担当者の 人材不足	共同取組活動 参加者の不足	農業作業の 人材不足	知見や技術の 不足	その他
前田	○				



東白方の協定農用地から塩飽諸島を望む

4. 多様な組織等の参画実現にむけての経緯

令和3年～	集落協定の持続的な活動のため地元自治会と話し合い開始
令和6年10月～	多様な組織等の参画に向けた協議を開始
令和7年6月	合意

多様な組織等の参画を実現するにあたり特筆すべき点

・構成員の高齢化により協定参加者が減少し協定面積が縮小していく中、農業用水路を維持管理する集落協定側(水利組合)と生活用排水路の維持管理を行う地元自治会の間で、「地域を守る」という共通認識のもと、共同で水路清掃等が行われるようになった。現在では集落エリア内を通り抜ける「さぬき浜街道」を「さわやかロード」と名付け、構成員らで道路清掃にも取り組むなど、協定内容を超えた活動に発展している。

5. 多様な組織等の参画(農業者団体以外の組織)

自治会・町内会	地域づくり協議会・地域運営組織	社会福祉協議会	企業	NPO	学校(小・中・高・大学)	土地改良区	多面的機能支払活動組織(保全会)	非農業者
○								5

6. 多様な組織等の参画により連携して実施する活動

事務の適切な実施	農地保全(草刈、荒廃防止)	水路農道の維持管理	農作業	地場農産物の加工販売	鳥獣害対策	多面的機能を増進する活動	その他(棚田資源を生かした振興活動)
○	○	○	○				



東白方対象農用地平面図



平面図の18,19エリアの風景

B スマート農業加算に取り組む事例

⑧ ドローン防除で農作業の効率化・省力化に取り組む

1. 集落協定の概要

市町・協定名	さぬき市大川町田面 豊田集落協定				
協定面積	7.7ha	田	畑	草地	採草放牧地
		7.6	0.1	－	－
交付金額	1,564,806円			個人配分	59.3%
	(うちスマート農業加算) 294,460円			共同取組	40.7%
	(うち超急傾斜農地保全管理加算) 103,824円			活動分	
協定参加者	農業者 15人、集落営農組織1組織、水利組合2組織、非農業者1人				

2. 地域及び協定の状況

豊田集落協定は、さぬき市の南東部、本村川流域に位置し、水稻や露地野菜を中心に農業が営まれています。豊田集落は鳥獣被害防止対策では県内随一の優良地区として、また集落営農組織として酒米「さぬきよいまい」にも取り組むなど注目されています。

中山間直接支払制度への取組みについては、本制度がスタートした平成12年から取り組んでおり、令和8年度で27年目になります。

水稻のドローン防除は11年前から取り組んでいますが、6期対策がスタートした令和7年度からはスマート農業加算を活用しドローン防除に取り組んでいます。生産者の高齢化に伴い、ドローン参加者も年々増えています。

スマート農業加算に取り組むにあたっての感想

- ・水稻のドローン防除については 11 年前から取り組んでいたため、本加算に取り組むことについては異議もなく、スムーズに決定した。
- ・8年度も協定メンバーのうち 1 名が新たにドローン防除に取り組むことが決定しており、9 年度以降も増える見込み



棚田が広がる豊田集落



ドローン防除は今年で 12 年目

B スマート農業加算に取り組む事例

⑨ ドローン防除で農作業の効率化・省力化に取り組む

1. 集落協定の概要

市町・協定名	木田郡三木町鹿庭 四区集落協定				
協定面積	6.7ha	田	畑	草地	採草放牧地
		6.7	—	—	—
交付金額	1,883,414 円			個人配分	80.0%
	(うちスマート農業加算) 229,040 円			共同取組活動分	20.0%
	(うち超急傾斜農地保全管理加算) 256,740円				
協定参加者	農業者 12人、集落営農組織 1 組織、非農業者2人				

2. 地域及び協定の状況

四区集落協定は、三木町の南東部、鹿庭地区の新川流域沿いの中山間に位置し、水稻を中心に農業が営まれています。

中山間直接支払制度への取組みについては、3期対策がスタートした平成22年から取り組んでおり、令和8年度で17年目になります。

水稻のドローン防除は 10 年前から取り組んでおり、5期対策がスタートした令和2年度からは加算措置を活用し、6期対策についても引き続きスマート農業加算に取り組んでいます。

また、非農家の構成員が2名加入したことで、体制整備のための前向きな活動(多様な組織等の参画)にも取り組んでいます。

スマート農業加算に取り組むにあたっての感想

- ・水稻のドローン防除については 10 年前から取り組んでいたため、本加算に取り組むことについては異議もなく、スムーズに決定した。
- ・中山間直払制度に取り組むことで集落内の絆が強くなった。



ドローンによる水稻病虫害防除



四区集落協定の農用地

2. 中山間地域等直接支払制度の概要

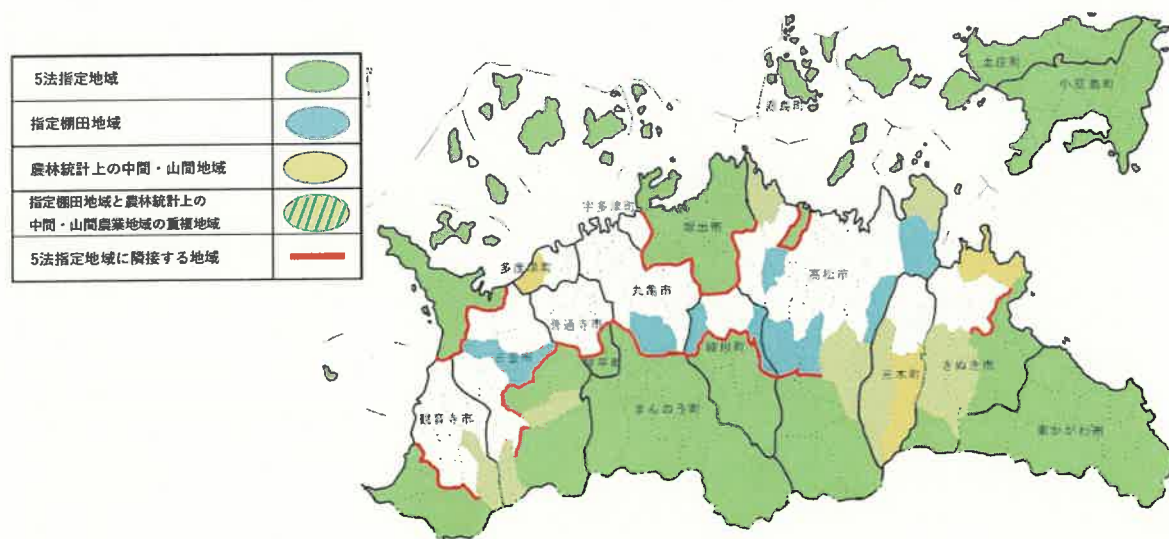
中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

(1) 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地です。

ア 対象地域（香川県の場合）

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「棚田地域振興法」によって指定された地域
- ② ①に準じて知事が特に定めた基準を満たす地域

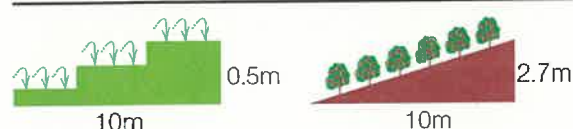


イ 対象農用地

「農振農用地区域」内及び「地域計画区域」内で、次の傾斜基準等を満たす合計1ha以上のまとまりある農用地（畦畔含む）が対象です。

- ① 急傾斜地（田：1/20 以上、畑・草地等：15 度以上）
 - ② 緩傾斜地（田：1/100 以上 1/20 未満、畑・草地等：8 度以上 15 度未満）
 - ③ 小区画・不整形な田
 - ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地
 - ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
 - ⑥ 「棚田地域振興法」によって指定された地域の急傾斜農用地及び同農用地と連なった緩傾斜農用地
 - ⑦ ①～⑤の基準に準じて県知事が定める基準に該当する農用地
- ※②、④及び⑥の緩傾斜地等は市町長が特に必要と認めるものを対象

①急傾斜農用地（田 1/20以上、畑・草地等 15度以上）



②緩傾斜農用地（田 1/100以上、畑・草地等 8度以上）



(2) 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

○集落協定：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定

○個別協定：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受ける形で締結する協定

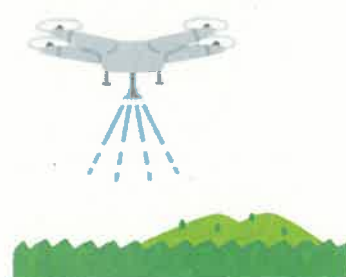
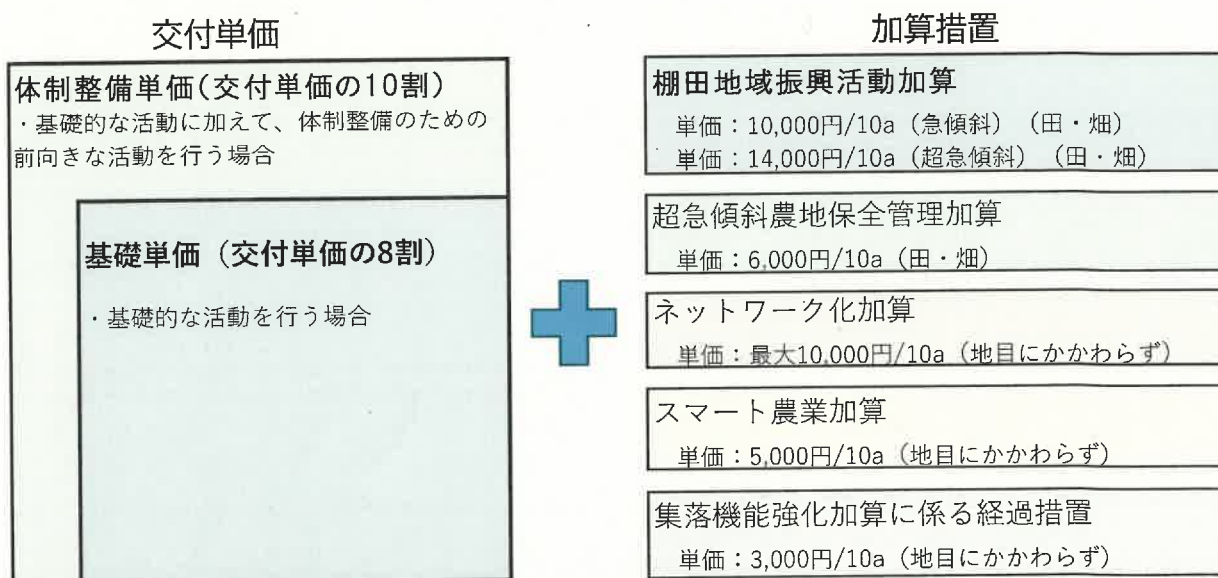
(3) 交付単価

地 目	区 分	体制整備単価 (円/10a)	基礎単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20 以上)	21,000	16,800
	緩傾斜 (1/100 以上 1/20 未満)	8,000	6,400
畑	急傾斜 (15 度以上)	11,500	9,200
	緩傾斜 (8 度以上 15 度未満)	3,500	2,800
草地	急傾斜 (15 度以上)	10,500	8,400
	緩傾斜 (8 度以上 15 度未満)	3,000	2,400
	草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500	1,200
採草放牧地	急傾斜 (15 度以上)	1,000	800
	緩傾斜 (8 度以上 15 度未満)	300	240

※1) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は緩傾斜単価と同額

※2) 交付単価は上限単価で、予算の範囲内で交付されるため、申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額される場合があります。

【交付金単価の仕組み】



(4) 取り組む活動（集落協定）

集落協定については、協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

○ 農業生産活動等（必須活動）

活動分類	具体的に取り組む行為
耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、荒廃農地の復旧や畜産的利用担い手の確保・育成、高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定、法面保護・改修鳥獣被害の防止等
水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修（泥上げ、草刈り等）

○多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）

活動分類	具体的に取り組む行為
国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田のオーナー制度グリーン・ツーリズム
自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護（ビオトープの確保）、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

※ 選択的必須活動は、上記活動分類の中から1つ以上の活動を実施



活動に向けた話し合い



水路維持活動（泥上げ）



コスモスによる景観形成

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

○ ネットワーク化活動計画の作成

ネットワーク化活動計画は、必要に応じて市町が指導しつつ、協定期間中（令和11年度まで）に作成する必要があります。なお、ネットワーク化活動計画の作成ができなかった場合等は、交付金（単価の2割分）を返還していただくことになります。



(5) 取り組む活動（個別協定）

個別協定については、自作地を対象とする場合は、交付単価の協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、②の「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」を行う場合は交付単価の10割を交付します。自作地を対象としない場合は、交付単価の10割を交付します（①、②の取組みは任意）。

①農業生産活動等を継続するための活動

○ 農業生産活動等（必須活動）

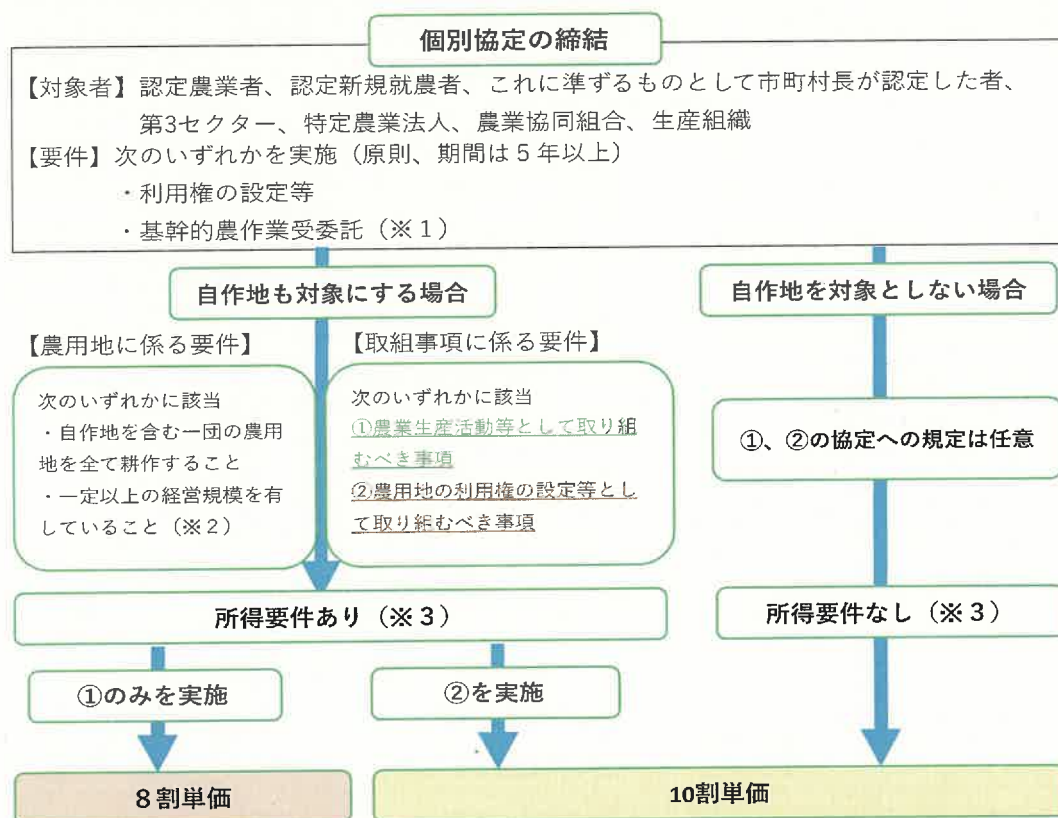
「耕作放棄の防止等の活動（例：担い手の確保、育成、高齢農家等の農用地の賃借権設定、荒廃農地復旧、法面保護・改修、鳥獣被害防止）」及び「水路・農道等の管理活動（例：泥上げ、草刈り）」

○ 多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）

「国土保全機能を高める取組（例：土壌流亡に配慮した営農、周辺林地の管理）」「保健休養機能を高める取組（例：景観作物の作付、体験農園、棚田オーナー制度）」「自然生態系の保全に資する取組（例：魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保）」の中から1つ以上の活動を実施

②農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項

- 令和11年度までに利用権の設定または基幹的農作業受託面積の合計が、協定設定時における協定農用地の10%または0.5haのうちいずれか多い方の面積の増加



※1 同一生産工程における基幹的農作業のうち田の場合は3種類以上、畑の場合は2種類以上、草地の場合は1種類以上の作業受委託

※2 都府県にあっては3ha以上、北海道にあっては30ha以上（草地では100ha以上）の経営の規模を有している場合、経営の規模とは、対象農用地の存する農用地面積をいい、自作地、借入地及び受託地の合計面積で判定

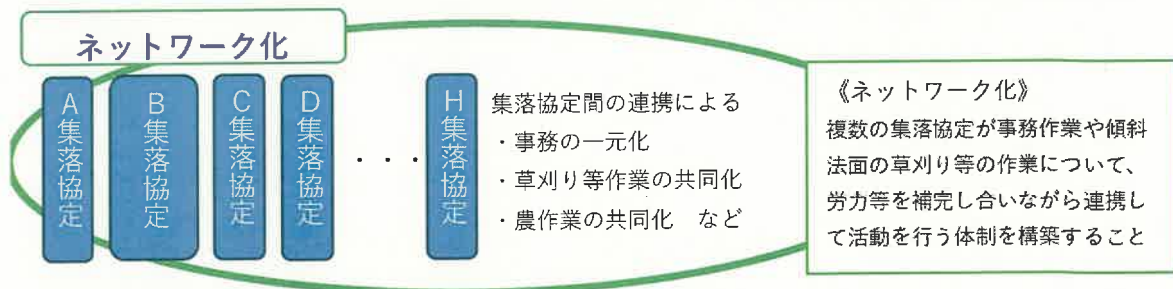
※3 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得（直近3か年の「家計調査年報（総務省統計局）」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得）を上回らないこと



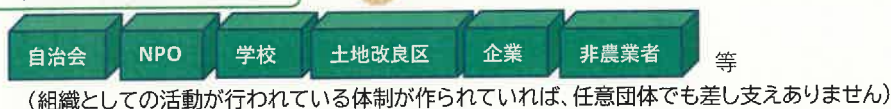
3. ネットワーク化活動計画の作成について

ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化(活動連携)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

体制づくりのイメージ

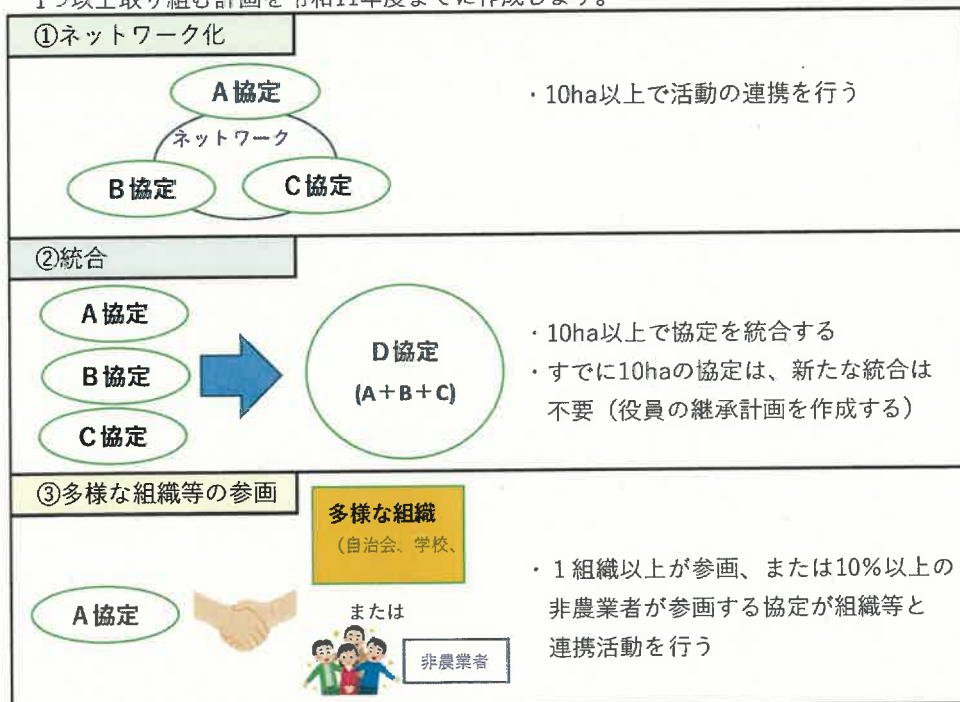


多様な組織の参画



ネットワーク化活動計画の内容

3つの取組み(①ネットワーク化、②統合、③多様な組織等の参画)の中から1つ以上取り組む計画を令和11年度までに作成します。



ネットワーク化した協定の活動例

○事務の一元化の例

・ 共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理会議資料作成等）を一括して行う。

○草刈り等作業の共同化の例

・ 集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした草刈隊の結成。人材不足のところに草刈隊を派遣して草刈を実施する。

○機械・施設の利用の共同化の例

・ 各々の集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図る。

○農作業の共同化の例

・ 各集落協定から同じ事業者（JA等）へ委託して、ドローンによる共同防除を行う。
・ 担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業などを請負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築する。
・ 畦畔や農地法面の草刈作業省力化のため、センチビートグラスの種子吹付作業を共同で実施する。



草刈隊による畦畔草刈り



ドローンによる病虫害防除

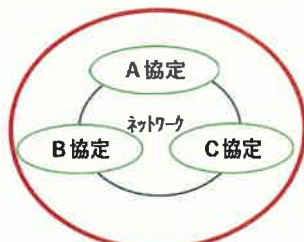


共同での農作業（水稻収穫）

地域計画とネットワーク化の関係

【基本パターン】

地域計画により農地利用の将来ビジョンの共有ができて
いることから、同じ地域計画区域内の他の集落協定と
ネットワーク化

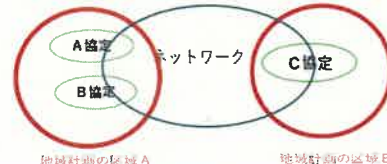


地域計画の区域

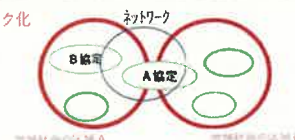
※地域計画区域内の全ての集落協定でネットワーク化
を目指すことが望ましい。

【例外的なパターン】

○同じ地域計画区域内に集落協定がない場合
○他の地域計画区域内の集落協定と行うことが合理的な場合
（農地が隣接している、同じ担い手が営農している等）
⇒ 他の地域計画区域内の集落協定とネットワーク化



○集落協定が複数の地域計画にまたがっている場合
⇒ 当該集落協定が含まれている地域計画区域内の集落協定
とネットワーク化



多様な組織等の参画の活動例

○自治会

- ・集落道としても利用されている農道の草刈や補修の活動を合同で行う。
- ・鳥獣被害の防止を図るため、自治会と合同で定期的にパトロールを行う。

○多面的機能支払活動組織

- ・中山間地域等直接支払の集落協定と多面的機能支払の活動組織で共同事務局を設置する。
- ・活動組織から水路等の補修、長寿命化技術、工事発注等のノウハウを提供、指導してもらう。

○土地改良区

- ・農道や水路の簡易な補修方法を土地改良区が定期的に研修を行ったり、指導する体制を構築する。
そのかわり、土地改良区が管理する施設の日常的な点検を集落協定が引き取る。

○非農業者

- ・地域貢献に関心が高い地域住民が活動に参加して草刈隊を結成し、高齢者の農地の草刈活動などを行う。

○学校

- ・多面的機能の理解醸成や、将来の担い手の育成につなげるため、小学生の田植え体験や収穫体験を受け入れる。
- ・大学生のサークルと協定を締結し、定期的な草刈などの協定活動に参加してもらう。

○企業

- ・企業活動の一環として参画し、地域活性化のためのノウハウを生かして、棚田保全のための取組として、商品開発や直売所での販売をサポートする。

ネットワーク化活動計画の作成と計画実現へのステップ

○地域計画における農地利用の将来像などの将来ビジョンを踏まえながら、協定参加者の皆さんで十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

① 集落協定書に、対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け

★体制整備単価の適用開始

② 協定参加者で話し合う

ネットワーク化または統合する協定若しくは連携する組織と共通認識を作りながら、集落協定においてネットワーク化活動計画の記載項目について話し合い。

③ ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出

ネットワーク化等の実現に向けた計画が明確化

④ 活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ

①を実施することで、体制整備単価が適用されます。ただし、令和11年度までに③まで達成されなかった場合、交付金（単価の2割分）返還していただくことになりますのでご注意ください。



4. 加算措置について

22, 23 頁の活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組みを行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組みを行う場合に加算

対象地域：体制整備単価の集落協定のみに

対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

※ネットワーク化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・スマート農業の各加算、集落機能強化加算の経過措置と同一農用地を対象とした重複はできません。

単 価：10,000円/10a（急傾斜地 田：1/20以上、畑：15度以上）
14,000円/10a（超急傾斜地 田：1/10以上、畑：20度以上）

上限額：なし

取組期間：1～5年

目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」



イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」



棚田米の販売

ア～ウ各々に定量的な目標を1つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には棚田の価値を生かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります

目標設定例：

ア：〇〇棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、▲人から■人に増加させる。
イ：食味基準を設ける等により品質向上を図り棚田米の販売量／額を▲t／円から■t／円に増加させる
ウ：棚田の周辺に直売所（農家レストラン）を整備し、年間●円の売り上げを達成する。

② 超急傾斜農地保安全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組みを行う場合に加算

対象協定：集落協定、個別協定

対象農地：田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

単 価：6,000円/10a（田、畑）

上限額：なし

取組期間：1～5年

目標設定：ア「超急傾斜農地の保全」

イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」

目標設定例：

ア：当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。
イ：当該農地を含む協定農用地で生産される農産物を「JAのイベント」と「JAのHP」を活用してPRする。



超急傾斜農地（田）

③ ネットワーク化加算

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：①または②の集落協定農用地

- ① 20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）
または20ha以上の統合を行った協定
- ② 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した
上で、新たに参画する組織を含めて2組織以上の農業者団体
以外の組織が活動に参画する協定
(同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る)

単 価：10,000円/10a（～5ha部分）
4,000円/10a（5～10ha部分）
1,000円/10a（10～40ha部分）※地目にかかわらず

上限額：100万円/年度
※統合の場合は統合前の協定単位で上限額を設定

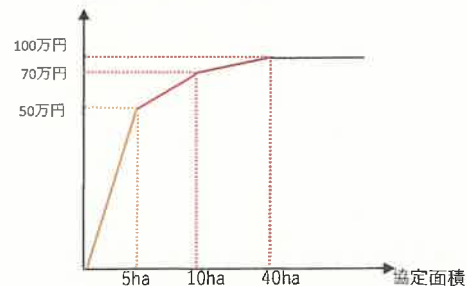
取組期間：1～5年

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ・高収益作物の作付面積を現状の●haから▲haまで増加させる。
- ・機械の共同利用組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の●%で機械の共同利用を行う。

●協定面積と加算額のイメージ図



【実施が必要な活動】

- 主導的な役割を担う人材（地域内の組織が行う活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者）の確保
- 設定した目標達成に向けた農業生産活動等の継続のための取組み
(担い手等の人材確保、草刈等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化 など)

④ スマート農業加算

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：5,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ・ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、
農薬散布に要する時間を●割減少させる。
(農薬散布を行う面積を●haから■haに増加させる)
- ・リモコン式自走草刈機を導入し、除草作業時間を●時間/日だけ減少させる。

【対象活動の例】

- ドローンによる播種・農薬散布



⑤集落機能強化加算の経過措置

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：第5期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織または構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地

単 価：3,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ・〇〇の収穫ボランティアを現状▲名から●名増員する。
- ・集落で受け入れるインターンシップ生の延べ活動日数を現在の年間▲日から●日に増加する。
- ・NPO法人との連携体制を構築し、高齢者見回りサービスを開始するとともに、NPO法人の共同取組

【対象活動の例】

- ◎新たな人材確保（インターンシップ、営農ボランティア、農福連携 など）
- ◎集落機能を強化する取組み（地域運営組織等の設立や連携、地域内外組織との連携など）

【留意点】

- 集落機能を強化する取組みは、地域運営組織の設立や地域運営組織等との連携等による集落協定の体制整備を目指すものです。このため、取組の目標は例を参考にして集落協定の体制整備との関係がわかるものを設定してください。
- 外部組織と連携する場合は、人的資源を補充し合ったり連携活動により双方の活動が充実、効率化できるWin-Winの関係構築を目指してください。
- 経過措置終了後の活動財源確保も含めて、中間年（令和9年度）を目途に活動継続のための体制整備に向けた検討を進めるよう努めてください。

加算措置の留意点

ポイント①

複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。

ポイント②

- 超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組みによって達成する定量的な目標を定めます。
- そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。（その他の加算措置についても国、都道府県、市町村は加算の取組みの適切な実施について、指導を行います。）
- 設定した目標が取組期間内に達成されなかった場合は、加算の遡及返還が必要となります。

ポイント③

加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

ポイント④

本交付金以外の国の補助事業の対象として整備する機械等に、加算分の交付金を充てることはできません。

ポイント⑤

本パンフレットに記載の加算措置は、第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）に適用されるものです。第6期対策での加算の適用は令和11年度が期限であることを踏まえて活動の計画を検討するようお願いします。

中山間地の農村風景を描いたイラスト

【お問い合わせ先】

中山間地域等直接支払交付金の制度に関するお問い合わせについては、県もしくはお住まいの各市町の中山間地域等直接支払制度担当課までお問い合わせください。

香川県農政水産部農村整備課農村環境グループ

☎087-832-3449

◎高松市農林水産課	☎087-839-2422	◎土庄町農林水産課	☎0879-62-7007
◎丸亀市農林水産課	☎0877-24-8845	◎小豆島町農林水産課	☎0879-82-7026
◎坂出市農林水産課	☎0877-44-5012	◎三木町農林課	☎087-891-3308
◎観音寺市農林水産課	☎0875-23-3931	◎綾川町経済課	☎087-876-5282
◎さぬき市農林水産課	☎087-894-1116	◎多度津町産業課	☎0877-33-1113
◎東かがわ市農林水産課	☎0879-26-1303	◎まんのう町農林課	☎0877-73-0105
◎三豊市農林水産課	☎0875-73-3040		